

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険税の滞納対策に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、国民健康保険税の滞納対策に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の滞納対策に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 国民健康保険税の滞納整理情報の管理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会
③システムの名称	国保滞納対策システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国保滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第44の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表48の項、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号 別表24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表48の項、第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課 保険年金係
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課保険年金係 0289-63-2125

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第2,16,17,24,30項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一の第2,16,17,24,30項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 駒場 睦司	保険年金課長 川田 謙	事後	
平成29年7月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	
平成29年7月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一の第2,16,17,24,30項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表第一 第30の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第24条第2号、5号	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,44,45,46の項	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号 別表第二の27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第20条8号ハ	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	保険年金課長 川田 謙	保険年金課長	事後	
平成31年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	
平成31年2月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	
令和5年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日 時点	令和5年11月27日 時点	事後	
令和5年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日 時点	令和5年11月27日 時点	事後	
令和5年11月27日	評価実施機関における担当部署①部署	市民部保険年金課保険給付係	保健福祉部保険年金課保険年金係	事後	
令和5年11月27日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和5年11月27日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	市民部保険年金課保険給付係	保健福祉部保険年金課保険年金係	事後	
令和6年11月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月22日時点	事後	
令和6年11月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月22日時点	事後	
令和6年11月22日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	－	十分である ・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	事後	
令和6年11月22日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である ・マイナンバー記載の申請書類は鍵付きキャビネットに保管	事後	
令和7年6月3日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第一 第30の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第24条第2号、5号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第44の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表48の項、第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号 別表第二の27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第20条8号ハ	【特定個人情報の提供】 提供なし 【特定個人情報の照会】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号 別表24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表48の項、第50条	事後	
令和7年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	令和6年11月22日時点	令和7年6月3日時点	事後	
令和7年6月3日	II しきい値判断小目 2. 取扱者数	令和6年11月22日時点	令和7年6月3日時点	事後	